デイサービスセンターえんね 指定通所介護事業所 運営規程

第1条(趣旨)

この運営規程において株式会社ハート・ビートが実施する指定通所介護事業(以下、「指定通所介護」という。)事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるもの。

第2条(事業の目的)

指定通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、 その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を 行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神 的負担の軽減を図ることを目的とする。

第3条 (運営の方針)

本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を 営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

第4条(サービス提供困難時の対応)

利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

第5条(事業所の名称及び所在地)

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名 称 デイサービスセンターえんね

2 所在地 福岡市西区拾六町5丁目18番10号

第6条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して通所介護 計画の作成等を行う。

2 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護の提供を行う。

3 看護職員 1名以上

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。

4 介護職員 7名以上

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

5 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

第7条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日

月曜日から土曜日までとする。

2 営業時間

平日 午前8時30分から午後5時30分

土曜 午前8時30分から午後5時30分

3 サービス提供時間(前号の時間から送迎に要する時間を除く時間)

平日 午前9時から午後5時00分

土曜 午前9時から午後5時00分

第8条(指定通所介護の利用定員)

本事業所の利用定員は、1単位39名とする。

また、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行なわないものとする。

第9条(通所介護計画)

指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した通所介護計画を個別に作成する。

- 2 通所介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。
- 3 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

- 4 通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付する。
- 5 通所介護計画の作成後、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変 更を行う。

第10条(指定通所介護の内容)

事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとする。

- 1 通所介護計画の作成
- 2 生活指導
- 3 機能訓練
- 4 介護サービス
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 給食サービス
- 8 入浴サービス
- 9 介護に関する相談援助

第 11 条(指定通所介護の利用料及びその他の費用の額)

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、 当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表のとおりとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費
 - (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用
- 3 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した 領収書(法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付することとする。

第12条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域(送迎の実施地域)は、福岡市西区、早良区とする。

第13条(サービス利用に当たっての留意事項)

利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること
- (2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと
- (3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと

第14条(衛生管理対策)

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

- 2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。
- 3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜 に健康診断等を実施する。

第 15 条 (非常災害対策)

事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

- 2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。
- 3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、 所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。
- 4 防火管理者は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、各種具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練(消火、避難等)を年に2回以上行うこととする。

第16条 (緊急時又は事故発生時の対応)

事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は 事故が発生したときは、速やかに定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示 に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、 再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

第17条(居宅介護支援事業者との連携)

事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者(必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む)と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

第18条(利用者に関する市町村への通知)

事業所は、利用者が正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

第19条(利益供与の禁止)

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第20条(秘密保持)

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった 後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の 同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

第21条(苦情処理)

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

第22条(虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用中の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第23条(研修の確保)

通所介護サービスの資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1)採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2)継続研修 月1回

第24条(その他運営に関する重要事項)

本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 この規程の概要等、利用(申込)者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所 に掲示又は縦覧に供する。
- 3 第9条の通所介護計画、及び第10条のサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する。
- 4 第9条の通所介護計画、第10条のサービス提供記録、第16条第2項に規定する事故発生時の記録、第 18条に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してか

ら原則5年間保存する。

- 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下、「市町村等」という。)からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ハート・ビートで定める。

(附 則)

この規程は、2018年5月1日から施行する。

【運営規程 別表】

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

	3 時間以上	4 時間以上	5 時間以上	6 時間以上	7 時間以上	8 時間以上
サービス	4 時間未満	5 時間未満	6 時間未満	7 時間未満	8 時間未満	9 時間未満
提供時間数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
	(1日当たり)	(1日当たり)	(1日当たり)	(1日当たり)	(1日当たり)	(1日当たり)
要介護 1	370	388	570	5 8 4	658	669
要介護 2	4 2 3	4 4 4	673	689	777	791
要介護3	479	502	777	796	900	9 1 5
要介護 4	5 3 3	560	880	901	1, 023	1, 041
要介護 5	588	6 1 7	984	1, 008	1, 148	1, 168

【 通常規模型 】

※ 利用料金は、上記単位数に、自己負担割合を乗じた後、地位単価を乗じ1円単位を切り上げした額となります。

(利用単位数) × (自己負担割合1割、または2割、または3割) ×地域単価

- ※ 福岡市(5級地)の地位単価は、10.45円です。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる(1~2時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。
- ※ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は1日につき利用単位が<u>94単</u>位減額されます。
- ※ 利用者に対して送迎を行わない場合は、片道につき利用料が47単位減額されます。

※ 加算

		加	算	単位数	算	定	□	数	等
<u>る</u>	度	入浴介助加算Ⅰ		40	入浴介助。	と宝体	した日	※ 切	
る区分	によう	入浴介助加算Ⅱ		55	<u> </u>	1 天心	<u> </u>	32.	

個別機能訓練加算(I)イ	5 6	
個別機能訓練加算(I)口	8 5	個別機能訓練を実施した日数
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	
生活機能向上加算(I)	100	(I)3月に1回を限度として1月につき、(II)1月につき、外部との連携により個別訓練計画を立案した場合。
生活機能向上加算(Ⅱ)	200	個別機能訓練加算を計上している場 合、100 単位
ADL 維持等加算 (I)	3 0	一定の評価機関に ADL 利得が条件を満た
ADL 維持等加算(Ⅱ)	60	せば、
MDC 作[可引加井 (工)		1月につき加算
口腔・栄養スクリーニング加算	2 0	
(I) 口腔・栄養スクリーニング加算 (T)	5	3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度
(II)		
口腔機能向上加算(I) 	150	3月以内の期間に限り1月に2回を限度
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	
若年性認知症利用者受け入れ加算	6 0	サービス提供日数
中重度者ケア体制加算	4 5	サービス提供日数
認 知 症 加 算	6 0	サービス提供日数
認知症専門ケア加算	3	所定の条件を満たした場合、サービス 提供日
科学的介護推進体制加算	4 0	利用者毎の情報を厚生労働省に提出した場合、1月につき加算
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	2 2	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	サービス提供日数
サービス提供体制強化加算(皿)	6	
•	•	

介護職員処遇改善加算 (I)

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)

介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

介護職員等処遇改善加算(IV)

所定単位の 9.2%

1月当たり

基本サービス費に処遇改善加 算等を除く各種加算減算を加 えた総単位数×

- ※ 個別機能訓練加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護 事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師が利 用者の居宅を訪問したで、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅訪 問の上で、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、 訓練内容の見直し等を行っている場合に算定する。
- ※ <u>介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行</u> う事業所に認められる加算です。

(2) その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、					
	往復で500円費用を請求いたします。					
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。					
	に応して、下記によりヤヤンセル科を明水させていたださまり。					
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です				
② キャンセル料	12 時間前までにご連絡の場合	1提供当りの料金の20%を請求いたしま				
		す。				
	12 時間前までにご連絡のない場	1提供当りの料金の50%を請求いたしま				
	合	す。				
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。						
③食事の提供に要	324円(1食当り 食材料費及び調理コスト)					
する費用						
④ おむつ代	リハビリパンツ・おむつ200円(税別)(1 枚当り)					
4) BU 210	パット 100円(税別) (1枚当り)					
⑤ レクリエーショ ン費用実費 (希望者のみに事前に提示)						

(附 則)

この規程は、2018年8月1日から施行する。

2018年11月1日改訂・・・利用定員の増加30名へ

2019 年 3月1日改訂・・・利用定員の増加35名へ

2019年 5月1日改訂・・・利用定員の増加44名へ

2020年10月1日改訂・・・特定介護職員等処遇改善加算の追記

2020年 4月1日改訂・・・事業所規模区分 大規模型(I)へ

2022年10月1日改訂・・・ベースアップ加算

2023年10月1日改訂・・・虐待防止のための措置に関する事項の追加

2024年4月1日改訂・・・法改訂による単位数変更

2024年5月1日改訂・・・事業所規模区分 通常規模型へ

2024年5月1日改訂・・・利用定員の減少39名へ

2024年6月1日改訂・・・法改訂による処遇改善変更